

## 議事（２）

### 食品中の放射性物質検査等について

- ①食品中の放射性物質に係る新基準値について
- ②食品の放射能汚染対策に係る取組みについて
- ③農林水産物の輸出に係る諸外国・地域の規制措置  
について



# 食品中の放射性物質の 新たな基準値を設定しました

～より一層の食品の安全と安心のために～

東京電力福島第一原子力発電所の事故後、厚生労働省では、食品中の放射性物質の暫定規制値を設定し、原子力災害対策本部の決定に基づき、暫定規制値を超える食品が市場に流通しないよう出荷制限などの措置をとってきました。暫定規制値を下回っている食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全性は確保されています。しかし、**より一層、食品の安全と安心を確保するために**、事故後の緊急的な対応としてではなく、**長期的な観点から新たな基準値**を設定しました（平成24年4月1日から施行）。

## 新たな基準値の概要

放射性物質を含む食品からの被ばく線量の上限を、年間5ミリシーベルトから  
**年間1ミリシーベルト**に引き下げ、これをもとに放射性セシウムの基準値を設定しました。

### ○放射性セシウムの暫定規制値

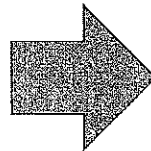
食品群	規制値 (単位:ベクレル/kg)
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚・その他	
牛乳・乳製品	200
飲料水	200

※ 放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定

### ○放射性セシウムの新基準値

食品群	基準値 (単位:ベクレル/kg)
一般食品	100
乳児用食品	50
牛乳	50
飲料水	10

※放射性ストロンチウム、プルトニウムなどを含めて基準値を設定



- 食品の区分を変更
- 年間線量の上限を引き下げ

シーベルト：放射線による人体への影響の大きさを表す単位      ベクレル：放射性物質が放射線を出す能力の強さを表す単位

## 新たな基準値設定の考え方

年間の線量の上限値1ミリシーベルトから、飲料水による線量（約0.1ミリシーベルト）を引き、残りの線量を一般食品（乳児用食品、牛乳を含む）に割り当てます。

### ①「一般食品」の基準値

まず、年齢や性別などにより10区分に分け、それぞれの区分ごとに一般食品の摂取量と体格や代謝を考慮した係数を使って限度値を算出しました。その結果から、最も厳しい値（13～18歳の男性：120ベクレル/kg）を下回る、**100ベクレル/kg**を全区分の基準としました。これは、**乳幼児をはじめ、すべての世代に配慮した基準**です。

食品からの線量の上限値

**1ミリシーベルト/年**

★飲料水の線量（約0.1ミリシーベルト）を引く

一般食品に割り当てる  
線量を決定

年齢区分	性別	限度値 ( $\mu$ ル/kg)
1歳未満	男女	460
1歳～6歳	男	310
	女	320
7歳～12歳	男	190
	女	210
13歳～18歳	男	120
	女	150
19歳以上	男	130
	女	160
妊婦	女	160
	最小値	120

各年齢層等ごとに、通常の食生活を送れば、年間線量の上限値を十分に下回る水準に設定

**100ベクレル/kg**  
に基準値を設定

★すべての年齢区分の限度値のうち最も厳しい値（120）を下回る数値に設定

## ② 「乳児用食品」「牛乳」の基準値

放射線への感受性が高い可能性があると考えられる子どもへの配慮から、独立の区分とし、「一般食品」の半分の50ベクレル/kgとしています。

乳児用食品の範囲			牛乳の範囲	
<b>乳児用調製粉乳</b> 	<b>乳幼児を対象とした調製粉乳</b> フォローアップミルクなどの粉ミルクを含む 	<b>乳幼児向け飲料</b> 飲用茶に該当する飲料は飲料水の基準を適用 	<b>「牛乳」の区分に含む食品</b> 牛乳、低脂肪乳、加工乳等、乳飲料 	<b>「一般食品」の区分に含む食品</b> 乳酸菌飲料、発酵乳、チーズ 
<b>乳幼児用食品</b> おやつなど 	<b>ベビーフード</b> 	<b>その他</b> 服薬補助ゼリー、栄養食品など 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消費者から牛乳と同類の商品と認識されている乳飲料（牛乳や加工乳にビタミン類やミネラル類を添加したものは、「牛乳」の区分に含まれます。</li> <li>●乳酸菌飲料、ヨーグルトなどの発酵乳、チーズなどは「一般食品」の区分に含まれます。</li> </ul>	

●表示内容により、乳児向けの食品と認識されるものは、「乳児用食品」の区分に含まれます。

## ③ 「飲料水」の基準値

すべての人が摂取しにくく代替がきかず、摂取量が多いことから、WHO（世界保健機関）が示している基準を踏まえ、10ベクレル/kgとしています。

## Q & A

### Q 1 セシウム以外の放射性物質は対象にしていないの？

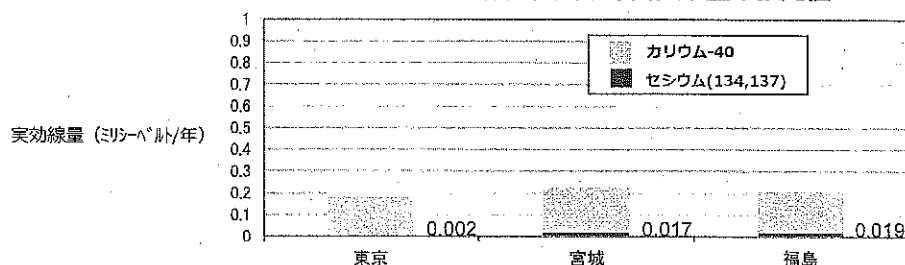
A 1 今回の新たな基準値では、福島原発事故で放出された放射性物質のうち、半減期が1年以上のすべての放射性核種\*（セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）を考慮しています。セシウム以外は、測定に非常に時間がかかるため、新たな基準値では、セシウムと他の核種の比率を用いて、すべてを含めても被ばく線量が1ミリシーベルトを超えないように設定しています。

\*核種とは、元素の同位体を区別するための呼称です。核種のうち放射線を発するものを放射性核種といいます。

### Q 2 実際には、食品からどのくらい被ばくしているの？

A 2 平成23年の9月と11月に東京都、宮城県、福島県で実際に流通している食品を調査し、推計したところ、今後の食品からの放射性セシウムによる被ばく線量は、**年間に換算して0.002～0.02ミリシーベルト程度**でした（下図の青色部分）。これは、自然界に存在する放射性カリウムによる被ばく線量0.2ミリシーベルト程度（黄色部分）と比べても、非常に小さい値です。

食品からの放射性物質の年間摂取量の推定値



### Q 3 食品中の放射性物質の検査体制はどうなっているの？

A 3 地方自治体では、これまでに暫定規制値を超えた食品、食べられる量の多い食品、主要な農産物などを中心に検査を行っています。また、国も流通段階における買い上げ調査を実施しています。これらの検査結果と自治体の検査計画は、厚生労働省のホームページに掲載しています。（[http://www.mhlw.go.jp/shinsai\\_jouhou/shokuhin.html](http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html)）